

12月定例議会から

平成14年第9回議会定例会は、12月10日から18日までの日程で行われました。

一般質問は12、13日に行われ、14人の議員から質問が出され、村の重要な課題について活発な議論がされました。議案審

一般会計補正予算

既定予算の総額に1億9,082万4千円を追加、47億3,807万4千円となりました。

今回は、人事院勧告に基づく職員の給与改定を行ない、全項目にわたり給料、職員手当等、共済費等の補正がありました。

それ以外の歳出の主な内容は、地区集会所補助金157万5千円、笠石住宅建設工事費1億4,300万円、教育費・飯樋小建築地質調査委託料444万8千円、同仮校舎設置等工事費2,444万円等です。

議は18日に行われ、村長提出議案18件、議員提出議案1件、意見書5件の合わせて24の議案について慎重に審議がされ、原案どおり可決しました。各議案の概要は次のとおりです。(紙面の都合で内容は省略されています)

国保特別会計補正予算

事業勘定の既定予算に11万3千円を追加、7億5,381万6千円に、診療施設勘定の既定予算に301万1千円を追加、1億349万6千円となりました。

歳出の主なものは人勧に伴う職員の給与改定と医薬品衛生材料費285万7千円の追加です。

診療所特別会計補正予算

既定予算の総額から2億86万5千円を減額、1億1,291万4千円となりました。

簡易水道事業特別会計補正予算

既定予算の総額に267万5千円を追加、1億67万5千円となりました。

歳出の主なものは、人勧に伴う職員の給与改定と笠石ポンプ場流量計修繕費に156万3千円の追加です。

農業集落排水事業特別会計補正予算

既定予算の総額に41万7千円を追加、8,441万7千円となりました。

歳出の主なものは、人勧に伴う職員の給与改定と県営事業負担金175万円の減額です。

介護保険特別会計補正予算

既定予算の総額に51万6千円を追加、3億7,107万1千円としました。

歳出の主なものは、人勧に伴う職員の給与改定と介護認定審査会設置負担金35万6千円の追加です。

介護予防等拠点施設設置条例

同施設を平成15年1月末より供用開始することによる施設の設置と管理についての条例です。

へき地保育所設置条例の一部を改正する条例

0歳児からの保育を行うための条例改正です。

使用料条例の一部を改正する条例

介護予防拠点施設と教員住宅から公営住宅へ移管になった住宅3戸の使用料を定めるものです。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、人勧に基づき職員の給料、期末手当、扶養手当等の引き上げ、3月期の期末手当、特例一時金等を廃止するための条例です。

議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

この5条例は、人勧に基づき実施する職員の給与改定に伴い、議会議員、村長他の期末手当を職員

の例により引き下げるための条例です。

道路線の廃止、認定及び変更について

廃止2、認定3、変更1、計6路線の議決を求めるものです。